

京都市契約事務規則第28条の11の規定に基づき、特定調達契約の相手方等をおおりに公告します。

平成29年5月15日

京都市長 門川 大作

1 特定役務の名称

コンビニエンスストアにおける個人市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税及び同税目に係る延滞金の収納事務の委託

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

市税事務所納税室

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年3月31日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

三菱UFJニコス株式会社

東京都文京区本郷3丁目33番5号

5 契約金額

86,670,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

第11条第1項第2号該当

(市税事務所納税室)